

平成 27 年度第 1 回一関市総合教育会議

日 時 平成 27 年 6 月 2 日 (火)
10 時～11 時 30 分
場 所 議員全員協議会室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

- (1) 一関市総合教育会議の運営について
- (2) 一関市教育に関する大綱の策定について
- (3) 読書活動の推進について

4 閉 会

平成27年度第1回一関市総合教育会議 出席者名簿

職		氏名	備考
【構成員等】			
市長		勝部 修	
教育委員会	委員長	鈴木 功	
	委員長職務代理者	菅原 良一郎	
	委員長職務代理者	小野寺 眞澄	
	委員	千葉 和夫	
	教育長	小菅 正晴	
【事務局等】			
市長公室	市長公室長	佐藤 善仁	
	政策企画課長	千葉 敏紀	
	政策企画課主幹	藤島 修	
	政策企画課長補佐	佐藤 正幸	
まちづくり推進部	いきがづくり課長	佐川 伸	
教育部	教育部長	熊谷 雄紀	
	一関図書館長	小野寺 篤	
	次長兼教育総務課長	中川 文志	
	次長兼学校教育課長	小野寺 孝	
	文化財課長兼骨寺荘園室長	佐藤 武生	
	教育総務課長補佐	黒井 直子	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要
(平成 26 年 7 月 17 日付文部科学省初等中等教育局長通知
及び文部科学省ホームページから抜粋)

1 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うもの。

2 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

3 概要

(1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

(2) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- ① 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- ② 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数 1/3 以上からの会議の招集の請求が可能。
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- ③ 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

(3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- ① 首長が招集。会議は原則公開。
- ② 構成員は首長と教育委員会。
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- ③ 協議・調整事項は以下のとおり
 - ア 教育行政の大綱の策定
 - イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(4) 教育に関する「大綱」を首長が策定

- ① 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- ② 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- ③ 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

一関市総合教育会議の運営について（案）

1 開催予定

年2回程度の開催とする。ただし、急を要する案件等がある場合には、これによらず速やかに開催することとする。

今年度は、大綱の策定に関する協議のほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行う。

2 運営要綱

運営に関する細目を規定するため、以下により運営要綱を定めることとする。

一関市総合教育会議運営要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、一関市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（招集）

第2 市長は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

（議長）

第3 市長は、会議の議長となる。

（議事録）

第4 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないこととした場合にあつては、公表しないことができる。

（事務局）

第5 会議の事務局を市長公室政策企画課に置く。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

一関市教育に関する大綱の策定について（案）

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

なお、総合計画や教育振興基本計画など他の計画に代えることなく、別到大綱を定めることとする。

1 策定方針

次期総合計画前期基本計画（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）を基本として策定する。

なお、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌する。

2 大綱の対象期間

次期総合計画前期基本計画と合わせ概ね 5 年間とするが、必要に応じて見直しを図る。

3 大綱の記載事項

（1）基本目標

当市が目指すべき教育の姿を表すもの

（2）基本方針

基本目標を実現するために推進していく方向性及びその内容

方向性 **「いつでも、どこでも、だれでも、知り、学び、楽しめる図書館」**

一関市立図書館振興計画 (H21.5)

一関市立図書館サービス計画 (H24.3)、一関市立図書館運営方針

基本方針 1

学びのまちづくりを支援する図書館を目指します。(運営)

- 次期図書館振興計画、サービス計画の策定 ○学校図書館との連携
- 協働による運営 (図書館協議会、運営協議会、図書館サポーター)

基本方針 2

すべての市民に役立つ図書館を目指します。(サービス)

- ことばを大切にする施策 (企画展、資料収集、一関版辞書づくり)
- ブックリストの作成配布 (3・4・5歳児、入学児童)
- 利用登録の推進
- 出生時絵本贈呈・読み聞かせ (健康づくり課連携事業)
- 社会人 (データベース、資格取得資料)
- 高齢者 (拡大読書器、大活字本) ○障がい者 (点字、録音図書)

基本方針 3

情報拠点としての図書館を目指します。(資料)

- レファレンスサービス ○国会図書館デジタルデータ活用
- 企画展 (戦後70周年、大船渡線90周年) ○資料収集
- 8館集配システムの運用

基本方針 4

誰もが安心して使える図書館を目指します。(施設)

- ホームページ ○フェイスブック ○インターネット
- 公衆無線LAN ○統一システムでの運用 ○ICタグ

基本方針 5

市民に信頼される図書館職員の育成を目指します。(職員体制)

- 名誉館長の配置 ○専任司書の配置 ○研修の実施

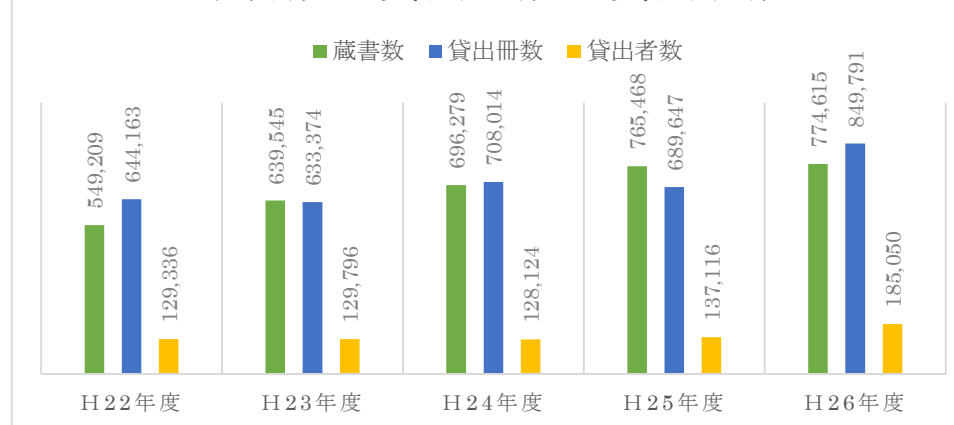
数値目標 (一関市立図書館サービス計画)

		現 状 (平成22年度)	中期目標 (平成27年度)	長期目標 (平成32年度)	平成26年度末
人口1人当り貸出総点数		5冊/人	7冊/人	10冊/人	6.80冊/人
年間貸出冊数	総 数	633,858冊	904,700冊	1,136,500冊	849,791冊
個人貸出	登録者数	26,610人	36,800人	57,800人	38,479人
登録者数	人口に占める割合	21%	30%	50%	30.8%

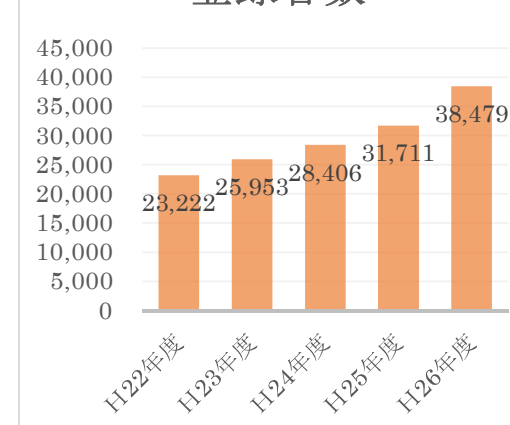
職員体制 (H27.4.1)

正職員 20人
(内兼務職員 3人)
非常勤特別職 21人
(内読書指導員 14人)
非常勤一般、臨時 30人
計 71人(内司書27人)

蔵書数・貸出冊数・貸出者数



登録者数



中央館

一関図書館

建築H26.2.7 (7.24開館)
単独館 7,904.83㎡
蔵書 237,334冊
H26貸出 309,299冊
※ 月曜・第4木曜休館
※ 移動図書館車

7地域館

花泉図書館

建築H25.7.31 (9.24開館)
単独館 999.45㎡
蔵書 56,223冊
H26貸出 101,938冊
※ 水曜・第4金曜休館

大東図書館

建築S56.7 (H22.2改築)
単独館 1,284.65㎡
蔵書 147,096冊
H26貸出 82,020冊
※ 月曜・第4木曜休館
※ 移動図書館車

千厩図書館

建築H14.4
単独館 860㎡
蔵書 93,841冊
H26貸出 85,047冊
※ 月曜・第4木曜休館

一関市立図書館協議会 (16人)

各館に図書館運営協議会

東山図書館

建築H21.9
東山地域交流センター内
656㎡ 蔵書 65,096冊
H26貸出 59,214冊
※ 水曜・第4金曜休館
※ 移動図書館車

室根図書館

建築H22.2
室根支所内 314㎡
蔵書 34,724冊
H26貸出 35,520冊
※ 水曜・第4金曜休館

川崎図書館

建築H10.12
川崎公民館内 794㎡
蔵書 95,252冊
H26貸出 170,701冊
※ 月曜・第4木曜休館

藤沢図書館

建築H10.1
藤沢文化センター内
277㎡ 蔵書 45,049冊
H26貸出 20,914冊
※ 月曜・第4木曜休館

子どもたちを取りまく現状

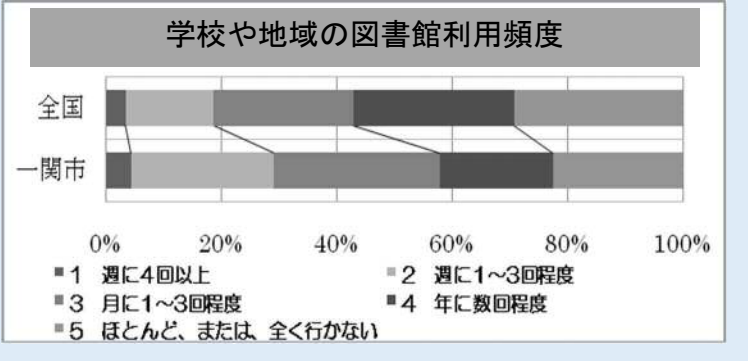
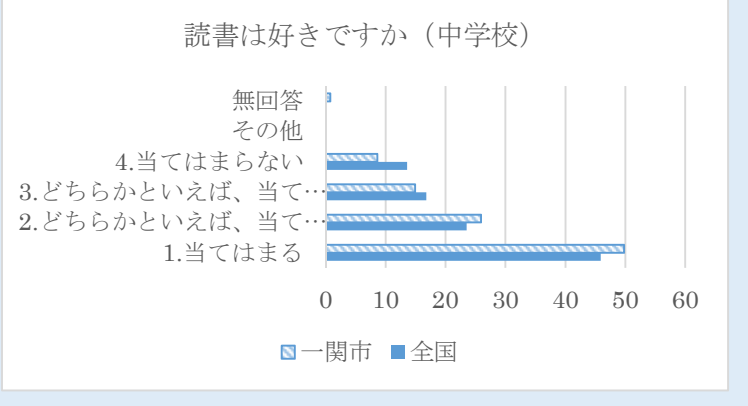
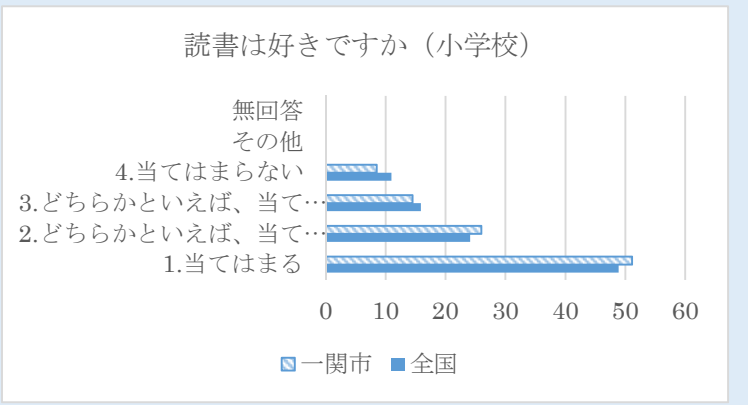
学校図書館の現状に関する調査

	標準冊数	24年度末	25年度末	達成状況
小学校	227,520	283,951	284,740	125.1%
中学校	150,240	182,655	183,769	122.3%
合計	377,760	466,606	468,473	124.0%

読書普及員配置状況の変遷

年度	22	23	24	25	26	27
普及員(人)	7	14	15	19	23	26
配置校(校)	14	23	29	39	44	50

平成26年度全国学力・学習状況調査／児童生徒質問紙から



平成27年度の取組 学校ごとにテーマを設定した取組

特色を生かした「ことばの力を育てる教育」を進めます
 「ことばの力を育てる教育」の視点から教育活動全体を見直し、重点化して継継続的に取組を進めます
 例) ◇音読 ◇素読 ◇あいさつ ◇作文(書く活動) ◇美しいことば ◇辞書の活用 など

ことばと読書 ことばと出会い、心を豊かにする学び

学校図書館担当と読書普及員の連携強化

学校図書館担当の指導の下、読書普及員を効果的に活用しましょう
 ○読書環境の整備 ○図書を選書 ○読書活動の推進

市立図書館／学校図書館支援センターの支援

- 市立図書館HPからのインターネット予約(西地域)、「ほん太くん」からの予約(東地域)により、市立図書館、市内小・中学校・千厩高等学校の蔵書を貸し出します
 身近なところから、読みたい本がすぐ手に届きます。
- 巡回文庫により、市立図書館から遠い地域へ図書を運びます
 普段は手に取らない本にふれ、考えを広げる機会をつくります。
- 各教科や領域等で活用できる、調査用学習図書を貸し出します
 調べ学習用、教科等の資料用としてセットで貸し出します。
- 市立図書館司書と読書指導員が、学校図書館担当と読書普及員を直接支援します
 専門的な知識や技術をもった者が、よりよい活動を支援します。

PTAや地域との連携

- ・親子読書の実施
- ・図書ボランティアによる読み聞かせの実施
- ・地域サークルによる学校訪問(読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター等)

平成26・27年度 実践指定校の取組

- ◎市立図書館との連携強化
 学区に市立図書館がある学校、学区に市立図書館がない学校
- ◎学校図書館の環境整備
 司書や読書普及員、図書ボランティアとの連携
- ◎国語科における言語活動の充実
 並行読書のための図書リストの活用 など

ことばの響き ことばの響きやリズムを楽しむ経験

日常の活動を「ことばの力を育てる教育」の視点から推進

- 例) ○詩や短歌、俳句の素読・暗唱
 ○古典作品の素読・暗唱
 ○授業における音読
 平成27年度は、児童生徒・教職員等が「ことばの響き」にかかわる活動について学ぶことのできる機会を設定(11月頃)します。

ことばの先人 先人たちの時代や思いに触れる体験

市立博物館との連携

出前授業の実施

■市立博物館学芸員等による授業■
 (年間10校程度)
 [取り上げる人物]
 ○大槻文彦
 -日本初の近代的国語辞典『言海』の編纂者-
 ○千葉胤秀
 -日本の数学発展につくした人-

 例) 対 象: 1学級(学年は問わない)
 時 間: 45分
 方 法: 複数のポスターを掲示し、ワークショップ型で進行する。

「和算に挑戦」

日本独自の数学、これを「和算」といいます。漢字と仮名を使い縦書きで書く数学です。多くの人たちをひきつけた和算の楽しさにふれてみましょう。

各校の特色を生かした、「ことばの力を育てる教育」の実践

南小学校・金沢小学校・室根西小学校

